**第10回ものづくり総合技術展運営等委託業務プロポーザル募集要領**

**１ 事業の概要**

（１）事業名

第10回ものづくり総合技術展運営等委託業務

（２）事業の目的

県内で必要とされる機械設備の製造や食品加工などの付加価値を生み出す「ものづくり」の工程をできる限り県内で行う「ものづくりの地産地消」、生み出された製品の「外商」、これらを一体的に推進するため、高知の技術力を一堂に会し、広く全国の方にＰＲしていきます。

また、高知県の将来を担う県内の若者に県内企業を知ってもらうとともに、県内就職に繋がる取り組みとしていきます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場への来場者を一定制限し、オンライン商談も活用した技術展として開催します。

（３）事業内容

第10回ものづくり総合技術展の実施設計書等の作成、事前調整、実施（会場全体設計・施工、施工管理（撤去等を含む）、受付、演出・進行、運営・保安、舞台、音響・照明、出展者の募集、出展料の徴収、保険等）及び報告書の作成

（４）委託期間

委託契約締結の日から２０２1年12月2８日（火）までとします。

**２ 見積限度額**

１９，５２９，０００円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

**３ 出展料の取扱い**

　 出展料は、第10回ものづくり総合技術展終了までに出展者から徴収することとし、徴収した出展料分は、契約額を減額変更します。

　　　出展料の徴収にあたっては、ものづくり地産地消・外商センターが円滑な徴収に協力します。

**4 審査委員会の設置**

プロポーザルの審査を公平に行い、契約の相手方となる候補者及び次点者を選考するために、「第10回ものづくり総合技術展運営等委託業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

**5 契約の相手方の決定方法**

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と公益財団法人高知県産業振興センター（以下「センター」という。）は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。７日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めてセンターと交渉を行うことになります。

**6 資格要件**

参加者の資格要件は次のとおりです。

（１）高知県内に主たる事業所（本社又は本店等）を置く者であること。

（２）高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（又は契

約締結時までに登録が予定されている）者であること。

（３）地方自治法施行令第167 条の４の規定に該当しない者であること。

（４）「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。

（５）「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第２条第２項第５号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

（６）本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。

（７）本店及び県内に所在する営業所等が、消費税及び地方消費税を滞納していないこ

と。

**７ 説明会**

日時　２０２1年4月14日（水）午後２時から

場所　高知ぢばさんセンター２F　研修室２

〒７８１－５１０１　高知市布師田３９９２－２

※説明会へ出席される場合は事前に電子メール又はFAXでお申込みください。

センターからの受領確認がない場合は電話により着信を確認してください。

※なお、会場の都合により1参加者当たり2名までの参加とします。

**８ 質疑と回答**

質疑は、２０２1年4月21日（水）までに別添様式－１により持参、ＦＡＸ、又は電子メールで受け付けます。ＦＡＸ又は電子メールによる場合は、必ず電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容はホームページに掲載します。

**９ 参加申込及び資格審査**

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加申込書（別紙様式－２）に資格要件の確認書類を添えて申込をしてください。申込に当って提出する書類を次表に示します。

［提出書類、様式及び提出部数等］

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 様式番号 | 提出書類の名称 | | 規格 | 提出部数 |
| ２ | | 参加申込書 | A4縦 | 1部 |
|  | | 法人概要書 | A4縦 | 1部 |
|  | | 業務実績一覧表 | A4縦 | 1部 |
|  | | 都道府県税納税証明書の写し | A4 | 1部 |
|  | | 消費税及び地方消費税納税証明書の写し | A4 | 1部 |

1. 参加申込書
   1. 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

* 1. 提出期限

２０２1年4月26日（月） 午後５時（必着）

* 1. 提出先

〒７８１－５１０１　高知市布師田３９９２－２

公益財団法人高知県産業振興センター　ものづくり地産地消・外商センター　　地産地消・外商推進部　事業戦略・地産地消課

TEL088-845-7110

E-mail：mono@joho-kochi.or.jp

（２）資格要件の確認

センターで申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を２０２1年4月30日（金）までに申込者へ電子メールにて通知します。

（３）資格要件が満たなかった者に対する理由説明

①参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して５日（土・日・祝日を除く。）以内に、書面により、センターに対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

②センターは説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１０日（土・日・祝日を除く。）以内に書面により回答します。

**10 企画提案書の作成**

別途定める「第10回ものづくり総合技術展運営等委託業務プロポーザルに関する企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

**11 審査**

別途定める「第10回ものづくり総合技術展運営等委託業務プロポーザルに関する審査要領」により審査を実施します。

**12 審査結果**

審査結果は、２０２1年5月31日（月）までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は、公益財団法人高知県産業振興センター情報公開規程に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

**13 日程**

２０２1年4月21日（水） 質疑提出期限

２０２1年4月26日（月） 参加申込及び資格確認書類提出期限

２０２1年5月17日（月） 企画提案書提出期限

２０２1年5月24日（月） 審査委員会（プレゼンテーション）（予定）

２０２1年5月31日（月） 審査結果通知（予定）

**14 提出書類の取扱い**

（１）提出された書類は返却しません。

（２）提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内、センター内及び審査委員会での使用に限ります。）します。

（３）提出された企画提案書は、公益財団法人高知県産業振興センター情報公開規程に基づく開示請求があった場合には開示の対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同規程第4条第1項第3号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と、非開示とする具体的な理由を別紙様式－３により企画提案書と一緒に提出してください。

開示・非開示の判断は、様式－３に基づき行うものではなく、様式－３を参考に、同規程に準じてセンターが客観的に判断します。

　（４）契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾を得ることなく利用する

ことはありません。

**15 問い合わせ先**

〒７８１－５１０１　高知市布師田３９９２－２

　　公益財団法人高知県産業振興センター内

　　ものづくり地産地消・外商センター　地産地消・外商推進部

事業戦略・地産地消課　担当者：野本・福原

　　TEL０８８－８４５－７１１０　FAX０８８－８４６－２５５６

　　E-mail　mono@joho-kochi.or.jp

**16 その他**

（１）参加申込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）

を提出してください。辞退することによって、今後の高知県及びセンターとの契約等について不利益な取扱いをするものではありません。

（２）企画提案に要する全ての費用は、参加者の負担とします。

（３）次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合があります。

ア 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合

イ 審査委員、県職員、センター職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

　　　　 ウ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

様式－１

第10回ものづくり総合技術展運営等委託業務プロポーザルに関する質疑書

令和　　年　　月　　日

所在地

事業者名

担当者名

電話番号

FAX

E-mail

質疑内容

提出期限：２０２1年4月21日（水）午後５時まで

提出先：（公財）高知県産業振興センター　ものづくり地産地消・外商センター

地産地消・外商推進部　事業戦略・地産地消課　担当　野本・福原

FAX：０８８－８４６－２５５６

様式－２

参加申込書

令和　　年　　月　　日

公益財団法人高知県産業振興センター

理事長　栗山　典久　様

所在地

事業者名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　印

第10回ものづくり総合技術展運営等委託業務プロポーザル募集要領に基づき、第10回ものづくり総合技術展運営等委託業務に関するプロポーザルに参加を申し込みます。

また、募集要領で定められた資格要件を全て満たすことを誓約します。

連絡先

　　　　　　　　　　　　　　　　担当者

　　　　　　　　　　　　　　　　電話

　　　　　　　　　　　　　　　　FAX

　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail

様式－３

　公益財団法人高知県産業振興センター

理事長　栗山　典久　様

所在地

事業者名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　印

　公益財団法人高知県産業振興センター情報公開規程に基づく開示請求があった場合に、提出書類を開示することにより、今後弊社が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する部分及びその具体的な理由は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示すると支障が生じる  書類（書類の頁・箇所等） | 支障が生じる理由・生じる支障の内容  を具体的に記入してください。 |
|  |  |